

■保育料基準額表 1

〔単位：円〕

階層	教育標準時間認定		保育認定			
	区分要件	1号認定	区分要件	2号認定 (短・長時間)	3号認定	
					短時間	長時間
1階層	生活保護世帯	○	生活保護世帯又は里親	○	○	○
2階層	市町村民税非課税世帯 (所得割非課税世帯含む)又は養育里親等	○	市町村民税非課税世帯	○	○	○
3階層	所得割課税額 77,100円以下	○	所得割課税額 48,600円未満	○	6,000	8,500
4階層	所得割課税額 211,200円以下	○	所得割課税額 97,000円未満	○	15,000	17,500
5階層	所得割課税額 211,201円以上	○	所得割課税額 169,000円未満	○	23,500	26,000
6階層			所得割課税額 301,000円未満	○	39,500	42,000
7階層			所得割課税額 397,000円未満	○	53,500	56,000
8階層			所得割課税額 397,000円以上	○	64,500	67,000

■保育料基準額表 2 (ひとり親、在宅障がい者(児)世帯)

階層	教育標準時間認定		保育認定			
	区分要件	1号認定	区分要件	2号認定 (短・長時間)	3号認定	
					短時間	長時間
2階層	市町村民税非課税世帯 (所得割非課税世帯含む)又は養育里親等	○	市町村民税非課税世帯	○	○	○
3階層	所得割課税額 77,100円以下	○	所得割課税額 48,600円未満	○	2,500	3,750
4階層	—	—	所得割課税額 77,101円未満	○	7,500	8,750

※4階層以上(保育認定の所得割課税額77,101円未満を除く)は、保育料基準額表1と同じ。

●この表における市町村民税所得割課税額は、住宅借入金等特別税額控除、配当控除、外国税額控除、寄附金税額控除を控除する前の額となります。

●認定区分について、3号認定のお子さんは、3歳の誕生日の前々日までが3号認定の有効期間となり、その翌日からは2号認定となりますが、2歳児クラスに在籍する年度中の保育料については、3号認定のままとなります。